

～施設名～



避難所開設・運営 アクションカード

避難所開設・運営アクションカードとは？

避難所の開設から避難所の運営において、特に発災直後の初動期から展開期にかけて自分たちが何をして良いか分からなくなることを防ぐため、
「パニックの防止」と「最初の一步の動き出し」をするためのカードです。

使用方法

大まかな流れをアクションカードを使ってチェックしていきましょう。
具体的な内容は、「新知コミュニティ避難生活支援マニュアル」を確認しましょう。

アクションカードの活用基準

主に南海トラフ地震等の大規模災害時に使用しますが、風水害（大雨・洪水・台風）等でも使用します。

アクションカードの活用場面

発災後 ⇒ 避難所開設 ⇒ 避難所運営（主に初動期～展開期） ⇒ 避難所閉鎖



令和8年〇月
愛知県知多市



避難所開設～運営の流れ

- ★一人ひとりが作業を分担し、助け合って避難所の運営を行う！
- ★避難所を開設し、運営するのは避難してきた皆さん自身！

段階

必要な活動

内容

避難所を開設 するための準備

- 1 避難所の安全確認(避難所派遣職員)
- 2 施設の開錠(避難所派遣職員/施設管理者)
- 3 設備の確認(避難所派遣職員/施設管理者)

- 建物の安全性を確認
- 防災倉庫から避難所の鍵を取り出す
+アクションカードの確認
- 必要なライフラインを確認し、
簡易・携帯トイレの使用準備

- 4 避難所運営委員会の設置(総務班)
- 5 受付の設置/避難者の受付(総務班)
- 6 居住スペースの設定(総務班)

- 避難所利用者登録票等にて受付
- ペットは屋外の受入れスペースで管理
- 避難所の居住スペースを設定

- 7 ペットの受入れ(保健衛生班)



- 8 災害用トイレの設置(保健衛生班)

- 9 災害情報等の情報収集/
避難者への情報周知(連絡広報班)

- 掲示板にて避難者へ必要な情報を周知
- 傷病者や体調不良者の応急処置実施
必要に応じて医療機関に搬送
- 要配慮者への適切な処置や支援を実施
- 備蓄食料や物資の配給を実施

- 10 傷病者・体調不良者の対応(保健衛生班)

- 11 要配慮者への対応(保健衛生班)

- 12 食料・物資の供給(食料物資班)



- 13 生活用水の確保(食料物資班)

- 生活に必要な水を用途に応じて確保
- 学校等の通常授業再開に向けて
避難所の撤収

避難所の撤収

撤収

(初動期)

(展開期)

(安定期)

(撤収期)

1 避難所建物の安全確認

建物の安全確認については、市の職員が防災倉庫にある機材を活用して実施します。

(資機材バッグには建物写真などもあり)



① 建物周辺の確認

- ☐ 火災が発生している
- ☐ 建物が浸水している
- ☐ 建物全体が沈下している
- ☐ ガス臭い(ガス漏れしている)

チェックしよう!



【チェックボックス☑の取り扱い】

- 1つでも☑があれば危険のため施設は利用しない
- ・屋内に避難者がいる場合は、屋外に誘導する。
 - ・立入禁止テープやロープを使用し、建物内に入らせないようにする。

② 上記①で1つも☑が入らない場合

次ページの【建物の安全確認チェック票】へ

③ 余震等が発生した場合

- ☐ その都度安全確認を行う
- ☐ 再確認も上記①から行う

【建物の安全確認チェック票】

次のことを2人以上で確認します。
1つでも☑がつけば、立入禁止措置を実施する。
(詳しくは避難生活支援マニュアルを参照)

☐ 一見して危険と判断される

☐ 建築物全体または一部の崩壊・落階がある



☐ 基礎の破壊、上部構造とのズレがある



☐ 建築物全体または一部に傾斜がある

☐ 窓ガラス等にひび割れがある・開閉できない



2 避難所施設の開錠

**施設の安全等を確認し、
安全だと判断されたら避難所を開錠！
安全でない場合は、災害対策本部へ連絡する**

**避難所の鍵は、防災倉庫のキャリーケースの
外側ポケットの中に保管されています。**

(参考)

防災倉庫は、震度6弱を感知すると自動で鍵が解除されます。

防災倉庫の鍵保管者

コミュニティ会長・防災危機管理課・避難所派遣職員・学校職員



↑ 避難所に設置されている防災倉庫



↑ 防災倉庫内のキャリーケース

★小中学校の校舎は、学校の先生が開錠することになっており、キャリーケースの中には入っていません。

★避難所として使う部屋などは、「避難生活支援マニュアル」の本編 P11～13 を参考に決定する。

3 避難所設備の確認

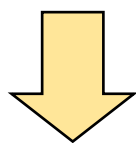
設備の確認(☑チェック)する

設備	確認項目	使えない場合の対応
電気	☐ 電灯はつくか	☐ 発電機や照明等を設置
水道	☐ 水は出るか	☐ 飲料水の備蓄の確認
電話	☐ 通話・FAXができるか	☐ 他の伝達手段を確認
放送	☐ 放送設備や防災行政無線は使えるか	☐ 拡声器などを活用
トイレ ※下水管の確認ができるまで、水洗トイレは使用禁止	☐ 室内は安全か ☐ 便器は使用可能か ☐ 配管に破損はないか ☐ 水（上水）は出るか	☐ 便器に携帯トイレをセットして使用する ☐ 便器等が破損している場合は使用禁止の貼り紙をする

※下水管の確認ができるまで、水洗トイレは使用禁止！！

●既存のトイレが使える場合は携帯トイレ

●既存のトイレが使えない場合は・・・



備蓄されている簡易トイレを設置

清潔なトイレ環境を整備することは、感染症の予防、水分等の摂取を控えることによる栄養状態の悪化、脱水症状、エコノミークラス症候群等の健康被害を防ぐことにつながります。



(使い方は「8 備蓄トイレの設置」を参考に！)

4 避難所運営委員会の設置

避難所の運営は、原則、避難者自身で行うものです。
円滑な開設や運営を行うため、地区の代表者を中心とした
避難所運営委員会を組織します。

避難所運営委員会が設置する主な運営班

班名	主な活動内容
総務班	総合受付(入退所など各種手続き、苦情相談対応)、避難所内の配置計画、避難所運営日誌の作成、避難所運営委員会の事務局、災害対策本部への連絡
名簿班	名簿管理、利用者数の把握、安否確認などへの対応 (安定期以降、業務が減ったら総務班に統合)
連絡広報班	避難所内外の情報収集・伝達・発信、取材対応
食料物資班	食料・物資の調達・受入・管理・配給、炊き出し対応
保健衛生班	衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット)、健康管理 災害時健康活動サポーターがいる場合は協力を依頼する。
要配慮者支援班	高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策を行う。
施設管理班	施設・設備の点検・故障対応、防火・防犯対策
屋外支援班	在宅避難者等の被災者の情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理
外部支援受入班	他自治体職員やボランティア、NPOなど専門家、医療、福祉、介護の職能団体など人的支援の受入れや管理
その他	その他、必要に応じて班を編成する

避難者に声掛けをして協力者を募り、
受付やトイレ環境の設定を行いましょう！

★設置方法については、「避難生活支援マニュアル」P27を参考とし、
運営班の主な業務内容については、「各運営班の業務【別冊】」を
参考として業務に当たります。

5 避難者の受付(総務班)

1 受付を設置する

避難所の入口付近(避難してきた時に分かりやすい場所)に机や椅子を設置する。

2 資機材を準備する

資機材(避難所利用者登録票・筆記用具など)は、防災倉庫内のキャリーケースにある。



受付の準備ができたら…

3 避難者の受付をする

避難者に「避難所利用者登録票」を記入してもらう。
地区ごとに登録票を管理し、常に避難者数を把握しておく。

4 避難スペースに案内する

「6 居住スペースの設定」で確保したスペースへ案内する。

〔 ペットと同行避難してきた避難者については、

「7 ペット受入スペースの確保」で確保したスペースに案内 〕



受付を正確に行うことで、、、

- ・避難者数を正確に把握することができる。
- ・配慮が必要な避難者を把握することができる。
- ・安否確認に役立つ。
- ・食料や物資を適切に配布できる。
- ・避難所の状況を災害対策本部へ正確に報告できる。

**受付は単に名前を書いてもらう場所ではなく、
その後の避難所運営や支援の基礎となる重要な役割です。**

具体的な業務内容は、「避難生活支援マニュアル本編」で確認する。

LINE 受付手順



↑ LINE 受付用 QR コード

**知多市公式 LINE を登録していない人は、
事前に登録してもらうこと！！**



6 居住スペースの設定(総務班)

1 配置図を作成する

普段から近所に居住する方々が、相互にフォローできるよう、近接する位置に配置し、配置図には地区が分かるよう表記する。

作成した配置図は、受付付近の情報掲示板に貼り出す。

なお、スペースについては、スフィア基準に基づき確保する。

※一度設定すると移動が困難なため、開設時の設定が重要！

居住スペースの設定の参考例



スフィア基準とは…

被災者の尊厳と健康を守るため、避難所における1人当たりの最低居住スペースのこと。

内閣府は、3.5 m²(畳2畳分)以上を推奨している。

2 必要資機材を準備する

必要資機材(ダンボールベッドやパーティションなど)は、学校校舎内の空き教室に備蓄されている。



3 要配慮者を優先して配置する

高齢者や障がいのある方、妊産婦、乳幼児連れ、外国人などの特別に配慮が必要な方の居住スペースを優先的に確保する。

<居住スペース確保のポイント>

土足厳禁	室内の清潔を保つため、避難所内は土足厳禁とする。
通路の確保	車いすも通れるよう幅130cm以上の通路を確保し、各世帯の区画が必ず1箇所は面するようにする。
生活空間の確保	プライバシーを確保するパーティションや段ボールベッド・簡易ベッドを避難所開設当初から設置するよう努める。 避難所にいる全員分の数を確保できない場合は、様々な事情を考慮して、高齢者、障がい者などから臨機応変に提供することが望ましい。
地域でまとめる	世帯単位で受け入れ、なるべく顔見知りが集まれるよう区、町内会など居住する地域ごとの配置になるよう配慮する。 旅行者など帰宅困難者を受け入れる場合には、地域の人と分けることが望ましい。
配慮すべき人を優先的に受け入れる場所の検討	災害時に配慮が必要な人を優先的に受け入れる場所を検討し、予め指定する。 対応不可であれば、避難所利用者の状況から優先順位を定め、本人や家族の希望も聞いた上で一般教室から順次解放する。 災害時健康活動サポーターがいる場合は協力を依頼する。

★居住スペースの設定方法については、
「避難生活支援マニュアル本編」P14～15を参考する。

参考資料

総務班の業務、様式集、資料集、リーフレット集

7 ペット受入スペースの確保(保健衛生班)

1 必要資機材を準備する

必要資機材(ブルーシート・立入禁止テープなど)は、防災倉庫内のキャリーケースなどにある。

※資機材の用意は原則、飼い主が責任をもって行う。

2 ペット受入スペースを確保する

飼い主以外の避難者が入れないように立入禁止テープや案内表示板等にて区分けする。



3 ペットを受け入れる

原則、ペットの世話は飼い主が実施するため、事前に受入れスペースのルール説明をする。
(給餌、排泄物の処理、衛生管理など)



<ペット受入れのポイント>

○ 同行避難・・・避難所までペットと一緒に避難

✕ 同伴避難・・・居住スペースでペットと一緒に生活

(動物アレルギー、鳴声などの問題から、原則、同伴避難はできません)



～避難所でペット受入れの必要性～

飼い主の安全確保

飼い主がペットを置いて避難することを躊躇したり、自宅に戻ったりすることで、二次災害に遭うことを避ける等、飼い主自身の安全を確保します。

放浪動物の防止と社会問題化の抑制

ペットを置いて避難せざるを得なかった場合、動物が繁殖により増加し、野生化して人や野生動物に危害を与えたり、公衆衛生上や被災地の生活環境を悪化させるなどの問題を引き起こしたりする懸念があります。

飼い主の心のケア

被災者がペットと離れることで生じる精神的負担を軽減し、飼い主の生活再建を支援し、早期の自立を促します。

参考資料

保健衛生班の業務、様式集、資料集、リーフレット集

8 災害用トイレの設置(保健衛生班)

1 災害用トイレを設置する

風通しがよく、プライバシーが確保できる場所に設置する。
必要資機材(災害用トイレ・凝固剤など)は、防災倉庫にある。

↓ 既存のトイレを活用できる場合は、、、

携帯トイレ(袋と凝固剤)を設置します。
(袋のセットは右記のとおり)

下水管の確認ができるまでは、
「水洗」は使用禁止！！



↓ 既存のトイレを活用できない場合等は、、、

既存のトイレが使用不可又はトイレが不足する場合に
簡易トイレを設置します。(袋のセットは上記のとおり)



災害用備蓄トイレの種類(袋と凝固剤)

簡易トイレ、携帯トイレ(既存のトイレを活用)、マンホールトイレ、身体障がい者用トイレ、オストメイトトイレ など



簡易トイレ



身体障がい者用トイレ



オストメイトトイレ



マンホールトイレ

2 使用方法を周知する

トイレを清潔に使用してもらうために、案内等の様式で利用者ヘルール等を周知する。

3 感染症対策のため、蓋付ごみ箱と手洗い場を設置する

4 清潔なトイレ環境を維持する

トイレを清潔に保つことで、感染症の予防の他、水分等の摂取を控えることによる栄養状態の悪化、脱水症状、エコノミークラス症候群等の健康被害を防ぐことにつながります。

清潔なトイレ環境を維持するため、
定期的に掃除しましょう！
※ごみはあらかじめ決められた
場所に廃棄しましょう！



参考資料

保健衛生班の業務、様式集、資料集、リーフレット集

9 避難者への情報周知(連絡広報班)

1 避難者に必要な情報を収集する

総務班と連携し、避難者が必要としている情報を収集する。
必要であれば総務班を通じて災害対策本部に要請する。

避難者へ周知する情報一覧

- ・最新の災害情報
- ・市からのお知らせ
- ・避難所施設の利用ルール
(ゴミの分別、消灯時間など)
- ・食糧、物資の配布状況
- ・インフラの復旧使用可能状況
- ・医療機関の開設情報 など



2 情報掲示板を設置する

避難所の出入口付近に情報掲示板を設置し、避難者に必要な情報を周知する。情報掲示板は見やすいように整理し、定期的に最新の情報に更新する。

必要であれば館内放送を実施し、情報を周知する。



<初動期に必要な機材>

情報収集・通信手段の確保に必要な機材

<防災倉庫にあるもの>	<防災倉庫にないもの>
☐ 特設公衆電話	☐ 防災無線（屋外拡声子局及び職員室）
☐ ラジオ	☐ F A X
☐ 拡声器	☐ パソコン
☐ 非常用電源（発電機）	☐ テレビ
☐ 各種電池（予備）	☐ プリンタ
	☐ コピー機
	☐ Wi-Fi設備について施設管理者に確認

災害時に役立つ災害情報収集ツール等一覧

情報の収集方法

災害時は情報をいち早く入手することが重要です。災害から身を守るために、日頃から積極的に情報の収集方法を確認しておきましょう。

知多市が発信するもの



ちたまる安全安心メルマガ



知多市公式LINE



Yahoo! 防災速報



知多市防災カメラ

その他の情報



災害用伝言板（web171）



キキクル（気象庁）



愛知県防災安全局のページ



逃げなきゃコール

★居住スペースの設定方法については、
「避難生活支援マニュアル本編」P14～15 を参考とします。

参考資料

連絡広報班の業務、様式集、資料集、リーフレット集

10 傷病者等の把握と応急対応（保健衛生班）

1 救護室を開設する

必要資機材（ダンボールベッド・パーテーションなど）は、防災倉庫や学校の空き教室にある。

（学校の場合は、保健室の利用も可能）



2 傷病者の症状を確認し、手当を実施する

救護室の開設後、災害時健康活動サポーターなどと協力して傷病者の症状を記録し、手当を実施する。

災害時健康活動サポーターとは、市が委嘱している、災害時に看護師などの資格を生かして活動していただくボランティアの方々のこと。

資機材の準備

防災倉庫に備蓄してある救急箱、消毒液、マスク、手袋、体温計、包帯、三角巾など、基本的な救護に必要な物品を準備する。



3 手当を実施した傷病者を把握する

傷病者の手当開始から終了までを「救護室来室記録簿」に記録し、手当を行った傷病者の状況を把握する。

救護室来室記録簿(避難所名:)

No.	氏 名	傷病の部位・程度	手当 開始日時	退室日時	備考 (退室後の居場所等)
例	〇〇 〇〇	右足を捻挫	11/8 10:00	11/8 10:30	手当で後体育館に移動
例	△△ △△	熱中症様症状	11/8 10:20	11/8 11:00	観察のみ、自家用車に移動 カバン: 〇〇〇〇〇〇〇〇

手当を記録しておくことで、...

- ・継続した健康管理ができる。
- ・医療機関へスムーズに引継げる。
- ・重症化の兆候に気づきやすくなる。
- ・避難者の健康状態を把握できる。

4 医療機関へ傷病者の搬送を行う

避難所では手当を実施できない傷病者については、総務班を通じて市と協定を締結している事業者などに搬送を依頼する。

※混乱を防ぐため、直接医療機関や事業者には連絡せず、災害対策本部を通じて連絡・確認すること。



参考資料

保健衛生班の業務、様式集、資料集、リーフレット集

11 要配慮者の把握・居住環境の整備 (要配慮者支援班)

1 総務班が設定した居住スペースに資機材を準備する

配慮が必要な避難者の対応するためのスペースを開設する。
必要資機材(ダンボールベッド・間仕切りテントなど)は、
防災倉庫や学校の空き教室にある。

要配慮者とは、
高齢者、障がい者、日本語が分からない外国人、
妊産婦、乳幼児など
災害発生時に情報の把握や自力避難が困難で、
特に配慮や支援を要する方々のこと。

要配慮者の居住スペース参考例

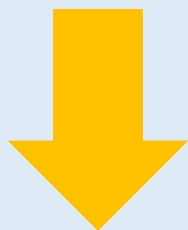
- ・おむつ交換所
- ・夜泣きスペース
- ・幼児専用スペース
- ・授乳室
- ・介護室 など



2 要配慮者の対応を行う

対応をするうえで、保健師、介護福祉士など専門職員が必要な場合は、災害対策本部に応援の要請をする。

日本語が分からない外国人避難者の対応を行う際は、翻訳ツール等を活用し、必要事項の聞き取りを行う。



避難所で対応できない場合は、、、

体調不良を訴える人や個別避難計画に基づき(指定)福祉避難所へ移動を希望する避難者を、医療機関や施設に移動できるよう災害対策本部を通じた連絡・調整を行う。



知多市で多く使われている外国語

ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、タガログ語、中国語

参考資料

要配慮者支援班の業務、様式集、資料集、リーフレット集

12 食料・物資の供給(食料物資班)

1 食料や物資の必要数を把握する

総務班と連携し、現在の避難者数から必要な量を把握する。
※避難所の備蓄食料数等も把握する。

2 食料や物資を配給し、不足分は災害対策本部に要請する

足りない食料や物資は、食料依頼伝票(様式 P36)などで、総務班を通じて災害対策本部に要請する。食料については、市の職員等が避難所まで配達する。

食料の保管場所を確保し、用途や種類ごとに保管する。

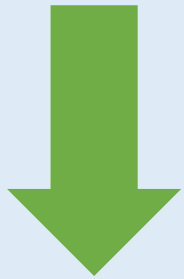
主な配給ルール例

- ・1人当たりの配給数を守る
- ・決められた時間・場所で配給する
- ・在宅避難者は、原則、世帯の代表者が必要分を直接、避難所へ受け取りに来る
- ・アレルギー対応等が必要な場合は、個別に対応する
- ・女性用の物資の配給方法に配慮する など



【食料や物資が足りないとき】

公平性が確保できない場合は、現状を避難所利用者全員に説明し理解を求めた上で、病人やけが人、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある人などに加え、健康状態や、本人・家族・周囲の状況など避難所利用者が抱える様々な事情を考慮し優先順位をつけ、個別に対応する。



避難者に栄養のある食事を提供するために、、、



ボランティア団体などと協力して炊出し等を実施

避難者に対する温かい食事の提供や栄養管理を考慮し、炊出しやキッチンカーの要請などを検討する。

給水車の活用

給水車が来る日時を避難所の利用者全員に周知し、運搬された水を避難者に配布する。また、混雑を防ぐため、列の整理を行う。



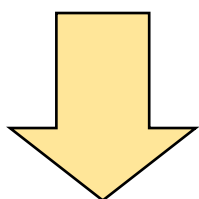
参考資料

要配慮支援班の業務、様式集、資料集、リーフレット集

13 生活用水の確保(食料物資班)

断水などにより、水を手に入れない場合は、使用用途に応じた水を確保する。

用途	飲料水	給水車の水	ろ水器などでろ過した水	プールや河川の水
飲料、調理	○	○	×	×
手洗い、洗顔、 歯磨き、食器洗い	○	○	×	×
風呂、洗濯	使用しない	○	○	×
トイレ	使用しない	○	○	○



水が確保できたら・・・

感染症対策で手洗い場を設置しましょう！

避難所における手洗い場の設置は、感染症(ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス等)の拡大を防ぐための最優先事項です。

